

社団法人宮崎県物産貿易振興センター会費規則

平成21年10月1日改正

(目的)

第1条 この規則は、社団法人宮崎県物産貿易振興センター（以下「センター」という。）定款第6条の規定により、会費並びに会費納入の方法等を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 会費の額は、正会員又は賛助会員にかかわらず1口を単位とし、1口を20,000円とする。

2 会員は、入会時に申し込んだ口数に相当する会費を納入しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、年度中途において入会した者の、会員登録通知日の属する年度の会費は、別表を適用するものとする。

また、年度中途において退会し、又は除名された会員の当該退会又は除名のあつた日の属する年度の会費は年額とする。

4 一旦納入された会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(会費の納入方法)

第3条 会員は、センターの指定する口座に、毎年4月30日までに会費を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長が必要と認めた場合には、現金による納入ができるものとする。

3 前項の規定により現金において会費の納入があつた場合には、会計職員は速やかに指定された金融機関に預金しなければならない。

(納入の通知)

第4条 会長は会員に対し、毎年4月15日までに、文書により納入を通知するものとする。

(会費納入時期)

第5条 会員は、やむを得ない理由により当該年度の会費を指定の期日までに納入できなかった場合は、事務局の承認を得た上で指定日以外の当該年度中に納入するものとする。

附 則

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成10年度の会費は、平成10年6月1日までに納入するものとする。

3 第4条の規定にかかわらず、平成10年度の会費納入の通知は、5月15日までに行うものとする。

4 この規則の改廃は、理事会の決議を要する。

附 則

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(別表)

年度中途入会会員の会費

会 員 登 録 月	会 費 (一口当たり)
4月から6月	20,000円
7月から9月	15,000円
10月から12月	10,000円
1月から3月	5,000円